

週休2日制工事に関するQ&A

Q1 週休2日制工事の考え方は何ですか？

A1 週休2日の定義としては、対象期間において4週8休以上休工したと認められる状態をいいます。4週8休以上とは、対象期間内に休工した日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態です。

土・日・祝日を問わず休工日としてカウントして問題ありません。

Q2 週休2日制工事の対象とならない、「著しく施工期間が短いもの」及び「現場条件によって工期変更が生じかねない不確定要素」とは、どのような場合ですか？

A2 「著しく施工期間が短いもの」とは、施工期間が概ね4週間未満とします。

「不確定要素」とは、工期変更が生じかねない区画整理内の工事、道路改良や下水道工事等の同調工事により施工期間が流動的なものです。

Q3 準備期間、後片付け期間は休工となりますか？

A3 準備期間（測量、現場事務所設置、試掘等）と後片付け期間（施工を完了した翌日から工事完了日までの期間）は休工日として扱いません。

準備期間は施工開始するまでの期間であり、余裕期間制度での準備期間とは言葉の定義が違うので注意が必要です。

Q4 「年末年始6日間」、「夏季休暇3日間」は、対象期間から除外することになっていますが、土日は含まれるのですか？

A4 年末年始の6日間は、12月29日～1月3日までの6日間で土日を含みます。

夏季休暇の3日間は、任意の3日間（原則、お盆期間）として土日を含みます。

Q5 年末、年始及びお盆休暇等の前後に、集中して休工を実施した場合は、休工日として扱われますか？仮に年末年始8日間とお盆休暇5日間とした場合、どちらも2日分は休工日として扱われますか？

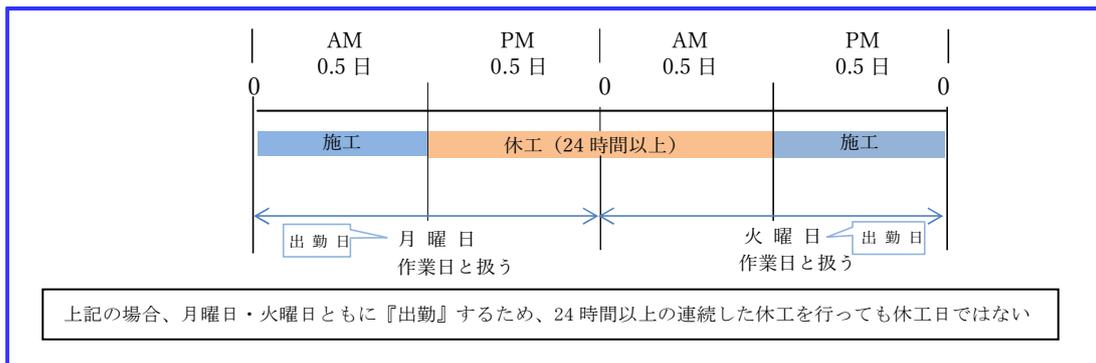
A5 年末年始休暇6日間や夏季（お盆）休暇3日間は休工日として扱われません。連休の前後に休工した2日間は休工日に該当します。

Q6 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日休工として扱われますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で休工を計画した場合、合わせて1日休工として認められますか？

A6 休工とは1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日休工は認められません。

月曜日午後から火曜日午前の連続した休工については、両日とも出勤日として扱うため1日休工として認められません。

【参考】



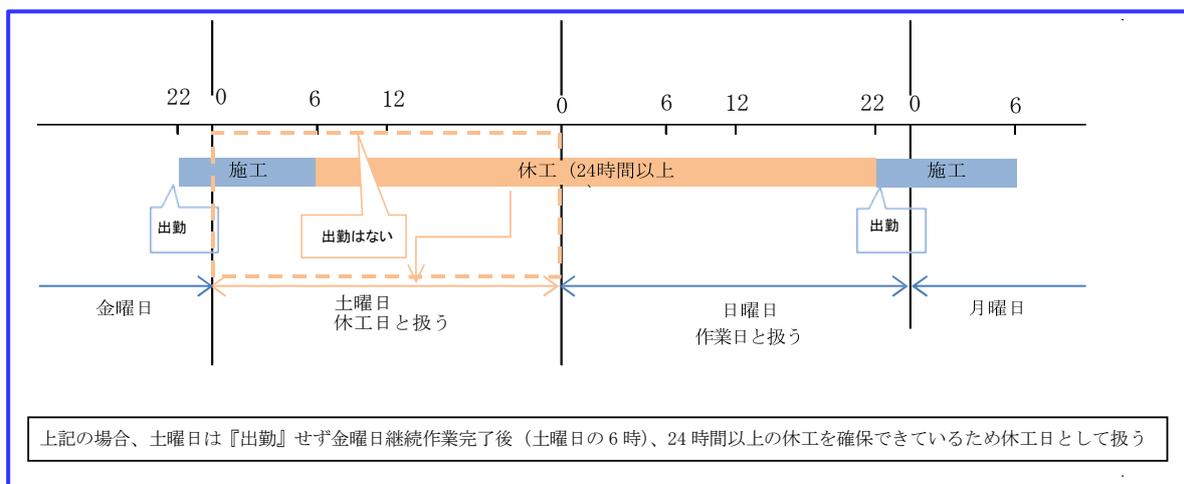
Q 7 夜間作業における休工の取り扱いはどのようになりますか？仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、次に日曜日22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日休工として扱われますか？

A 7 金曜日22:00から土曜日6:00の施工は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。

日曜日22:00から月曜日6:00についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。

その間に挟まれた土曜日については24時間以上休工を確保しており、1日休工として認められます。

【参考】



Q 8 雨天等で例えば明日を急に休工としたい場合、事前に休工と計画している日を施工日に変更してよいですか？

A 8 降雨等による予定外の休工についても、休工の取得日数に含めるものとしています。

休工日の変更については、請負者と発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能となります。

Q 9 前日に施工可能と判断したが、天気予報が外れ現場での施工を断念して現場代理人を始め作業員等を解散した場合は、1日休工として認められますか？

A 9 降雨等による予定外の休工についても、休工日数に含めます。

Q10 休工日が4週間のうち1週目は0日、2週目は3日、3週目は2日、4週目は3日休工とした場合、4週8休が達成できたと考えて良いのでしょうか？ また、これは月単位で整理することとなりますか？

A10 週休2日を原則としますが、やむを得ない理由により週によって休日数が変動してもかまいません。対象期間内（施工開始日から施工完了まで）に休工した日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の場合に4週8休達成とします。また、できるだけ1ヶ月単位で4週8休ができるように努めてください。

Q11 発注者指定方式で達成できなかった場合、実施状況に応じた具体的なペナルティはありますか？また、請負者の責によらない理由によって達成できなかった場合は、ペナルティの対象となりますか？

A11 請負者の責により4週8休が確保できなかった場合は、ペナルティはありませんが取得率に合わせて経費の変更の対象となります。

発注者が原因で、4週8休が確保できなかった場合は、取得率に合わせて経費の変更の対象とはなりません。

Q12 請負者の責によらず達成できなかった場合とは、具体的にどのような作業ですか。

A12 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）

道路占有者（下水・電気・ガス・NTT等）、他の行政機関（市町等）の発注工事との調整に伴う土日に行う作業

第三者による事故や住民からの要望等で土日に行う作業（工場、商店等から休日施工を要望されて土日に作業をする場合）

Q13 計画当初、土日休工にして4週8休を行っていたが、工事終盤に降雨等により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるのですか。

A13 通常想定される気象条件による不稼働日数を考慮した工期設定を行っているため、4週8休を確保することが工期延長の理由とはならず、認められません。

工事一時中止となる「暴風、豪雨、洪水、地震その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない」事象が発生した場合は、中止することで工期の延長は可能です。

Q14 休工日の計画書及び施工完了時に提出する書式はありますか？また、休工の確認はどのようにするのですか。

A14 請負者が作成する週休2日の取得計画書と施工完了時の実施報告書の様式はありませんが、カレンダー形式で提出してください。

休工日は、施工完了時に提出される実施報告書にて確認を行い、監督員が休工日に現場確認する必要はありません。

Q 1 5 休工日は、事務所や他の現場も全て休む必要がありますか？

A 1 5 週休2日制における「休工」については契約単位で判断するため、当該現場について作業が休止されていれば休工とします。

Q 1 6 週休2日制工事における用語の定義を教えてください。

A 1 6 用語の定義は以下のとおりです。

用 語	定 義
発注者指定型	発注者が対象工事を指定し、週休2日の確保を図るもの
週 休 2 日	対象期間において、4週8休以上の休工を行ったと認められる状態
対 象 期 間	契約締結日の翌日（余裕期間制度を適用して発注する工事は工事開始日）から工事完了日まで
非 対 象 期 間	第4条第2項にて対象外とされた期間、7日以上連続して休工する場合
休 工	現場安全点検（巡回パトロール）や保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 降雨、降雪等による予定外の休工日についても、休工日数に含める
施 工 開 始 日	本体工事（仮設管布設+配水管布設）に着手する日
施 工 期 間	設計図に従って施工する本体工事
施 工 完 了 日	本体工事が完了した日（後片付けや清掃を除く）

【週休2日制工事 対象期間】

